

学校伝染病(出席停止)について

千葉県立白井高等学校長

学校においては医師に学校感染症と診断された場合、感染症の蔓延を防ぐため学校保健安全法第12条の規定に基づき出席停止の措置を行っております。ご家庭でのご協力をお願いいたします。
登校の際は下部の「治癒(罹患)証明書」を提出してください。

◆ 学校において予防すべき感染症の種類 (学校保健安全法施行規則 18条)

第一種	エボラ出血熱、クリミア、コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、ポリオ、ジブテリア、重症急性呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ等
第二種	インフルエンザ、百日咳、麻疹(はしか)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、風疹(三日ばしか)、水痘(みずぼうそう)、咽頭結膜熱(プール熱)、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎
第三種	コレラ、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、感染性胃腸炎、マイコプラズマ感染症、溶連菌感染症、伝染性紅斑、その他の伝染病

◆ 出席停止の期間の基準 (学校保健安全法施行規則第19条)

- * 第一種…完全に治癒するまで
- * 第二種…下記の表のとおり。ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるときは、この限りでない。

インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで
百日咳	特有な咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗生物質製剤による治療終了まで
麻疹	解熱後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下線又は舌下線の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風疹	発疹が消失するまで
水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核・髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで

- * 第三種…病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで

キ リ ト リ セ ン

治癒(罹患)証明書

疾患名 _____ 年 _____ 組・氏名 _____

出席停止期間 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

上記の疾患かかり、治癒したことを証明します。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

学校記入欄

/ ~ /

医療機関名

印